

【居住支援に関する話題提供】

改正生活困窮者自立支援法の概要～居住支援の観点から～

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

令和6年生活困窮者自立支援法等改正について

令和7年4月からの新業務への対応ポイント

令和6年11月1日

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

生活困窮者自立支援制度の体系と法改正事項

R7年度概算要求額：732億円の内数
R6年度予算：657億円の内数
+ R5年度補正予算：30億円



包括的な相談支援

本人の状況に応じた支援

★ 自立相談支援事業 **改正**

- ・ 全国907自治体で1,381機関
- ・ 生活と就労に関する支援員を配置したワンストップ相談窓口
- ・ 一人一人の状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成

□ 支援会議 **改正**

- ・ 関係機関が参加して生活困窮者に関する情報共有や地域課題解決に向けた議論を行う
- ・ 自ら支援を求めることが困難な生活困窮者を早期に支援につなぐ

再就職のために
住まいの確保が必要

緊急に衣食住の
確保が必要

住まいに課題があり
地域社会からも孤立

就労に向けた
手厚い支援が必要

家計の見直しが必要

子どもに対する
支援が必要

★ 住居確保給付金の支給 **改正**

- ・ 就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付

□ 一時生活支援事業 **改正**

- ・ 住居喪失者に一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供
- ・ シェルター等利用者や居住困難者に一定期間の見守りや生活支援

◆ 就労準備支援事業 **改正**

- ・ 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

□ 認定就労訓練事業

- ・ 直ちに一般就労が困難な方に対する支援付きの就労の場の育成

◆ 家計改善支援事業 **改正**

- ・ 家計を把握することや利用者の家計改善意欲を高めるための支援

□ 子どもの学習・生活支援事業

- ・ 子どもに対する学習支援
- ・ 子ども・保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育・就労に関する支援等

- 1 なぜ、制度改革が必要なのか？
- 2 住まい支援に係る新業務への対応
- 3 制度改革への対応に困ったら

- 1 なぜ、制度改革が必要なのか？
- 2 住まい支援に係る新業務への対応
- 3 制度改革への対応に困ったら

なぜ今、制度改革が必要なのか？

理由その1 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

自立相談支援機関の対応状況の変化
(令和元年度と令和2年度の比較)

新規相談受付件数 **3.2** 倍
プラン作成件数 **1.8** 倍

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

課題別相談者数の変化
(令和2年1月と令和3年1月の比較)

外国籍 **7.0** 倍
住まい不安定 **2.2** 倍
ひとり親 **1.5** 倍

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

個人向け緊急小口資金等の
特例貸付の貸付実績
(令和2年3月～令和4年9月末)

382.3 万件
1兆4,431 億円

(出所) 全国社会福祉協議会調べ

住居確保給付金の
支給決定件数の変化
(令和元年度と令和2年度の比較)

34 倍
(令和2年度 **13.5** 万件)

(出所) 住居確保給付金の実績調査(厚生労働省)

相談者の抱える課題の複合化
(令和2年1月と令和3年1月の比較)

3個以上の課題を抱える割合
9.7% → 51.6%

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

緊急小口資金・
総合支援資金(初回)の償還が
困難な状況にある者
(対象債権件数全体に占める償還免除・
償還猶予の件数の割合(粗い試算))

約45%

(出所) 全国社会福祉協議会・生活困窮者自立支援室
調べのデータより推計

新型コロナをきっかけに初めて支援につながった者のうち、
特例貸付の償還が困難な者など、経済活動再開後も長く困窮状態が解消しない者は、
平時から支援が必要であった生活困窮者であった可能性がある

今回顕在化したような生活困窮者層を早期に把握し、支援につなげる恒久的な取組が必要

5

理由その2 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

総世帯数に占める
単身高齢者世帯数の割合の推移
(2020(令和2)年と2050年(推計)の比較)

13.2% → 20.6%

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の
将来推計(全国推計)」(令和6(2024)年推計)

年代別持ち家率の推移
(平成5年と平成30年の比較)

30歳代 **43% → 36%**
40歳代 **67% → 58%**
50歳代 **75% → 68%**

(出所) 総務省「平成30年住宅・土地統計調査」

住宅確保要配慮者の入居に対する
大家の入居拒否感有の割合

高齢者 **7** 割
障害者 **7** 割

低額所得者 **5** 割

(出所) 令和3年度国土交通省調査

自立相談支援機関への相談件数に
占める住まいの課題の割合の推移
(令和元年と令和4年の比較)

ホームレス **4.4% → 4.0%**
住まい不安定 **12.6% → 13.6%**

(出所) 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

住宅確保が困難な者に対する安定的な居住確保に向けた支援ニーズは今後ますます高まることが想定される

ホームレスだけではなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の体制強化が必要

6

今回の改正等への対応ポイント

1. 新型コロナを機に顕在化した課題への対応

(1) 早期発見・継続的な見守り機能の強化



- ① 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】
- ② 支援会議の開催、地域の居場所等との連携、家庭等への訪問等による生活困窮者の状況把握の努力義務化【施行済】

(2) 多様な相談者層への対応強化



- ① (再掲) 支援会議設置の努力義務化【令和7年4月1日施行】
- ② 児童育成支援拠点事業との連携の努力義務の明確化【施行済】
- ③ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の全国的な実施の推進と質の向上【令和7年4月1日施行】
- ④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる一体実施の仕組みの創設【令和7年4月1日施行】

2. 持ち家のない単身高齢者数の増加等への対応

(1) 住まいの相談に対応できる体制の整備



- ① 自立相談支援事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】
- ② 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化【令和7年4月1日施行】
- ③ (住宅セーフティネット法) 居住支援協議会設置の努力義務化【令和7年10月1日施行(予定)】
- ④ 一時生活支援事業の強化
 - ・一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称し、地域の実情に応じた必要な支援の実施の努力義務化【令和7年4月1日施行】
 - ・シェルター事業において緊急一時的な居所確保を行う場合の加算の創設【令和6年度~】
 - ・地域居住支援事業による見守り支援期間(最長1年)の柔軟化【令和7年4月1日施行(予定)】
- ⑤ 居住支援法人との連携の努力義務の明確化【令和7年4月1日施行】

(2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

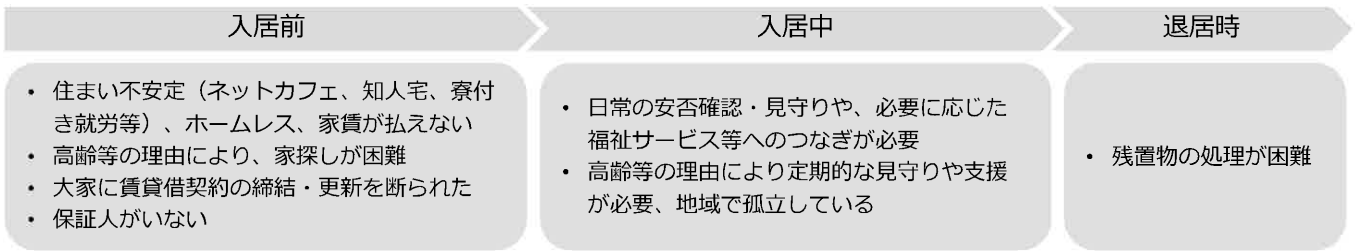
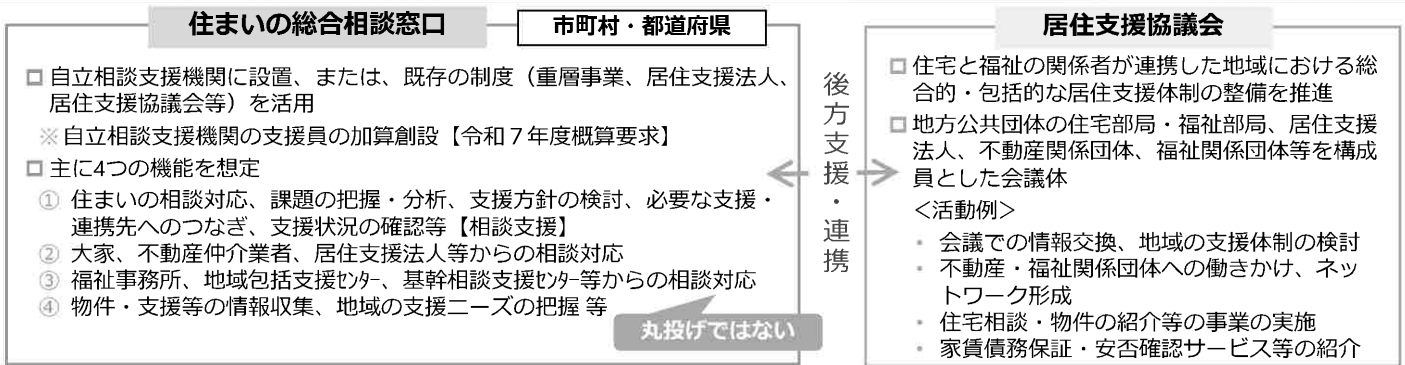


- ① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設【令和7年4月1日施行】

7

- 1 なぜ、制度改正が必要なのか？
- 2 住まい支援に係る新業務への対応
- 3 制度改正への対応に困ったら

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備の全体像



【支援策】

- ✓ シェルター事業（生活困窮者）：一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援
- ✓ 地域居住支援事業（生活困窮者、被保護者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り・社会参加の支援
- ✓ 地域支援事業（高齢者）：不動産仲介業者への同行支援などの入居支援、入居中の見守り支援
- ✓ 救護施設、日常生活支援住居施設等（被保護者）：住まいと生活の支援
- ✓ 居住支援法人等：入居支援や保証人機能の確保、日常の安否確認・見守り等の必要なサービスの実施
- ✓ セーフティネット登録住宅：低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない住宅
- ✓ 居住サポート住宅：日常的な安否確認・見守り、生活・心身の状況が不安定化した時の福祉サービスへのつなぎを行う住宅

9

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

必須事業

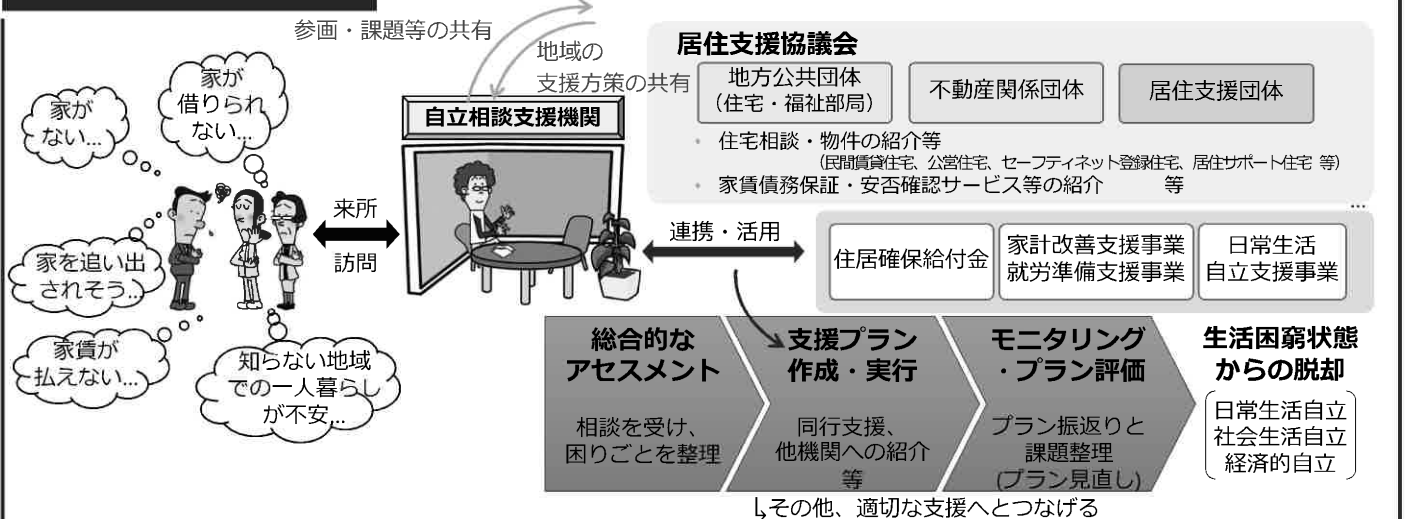
① 自立相談支援事業における居住支援の強化

改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

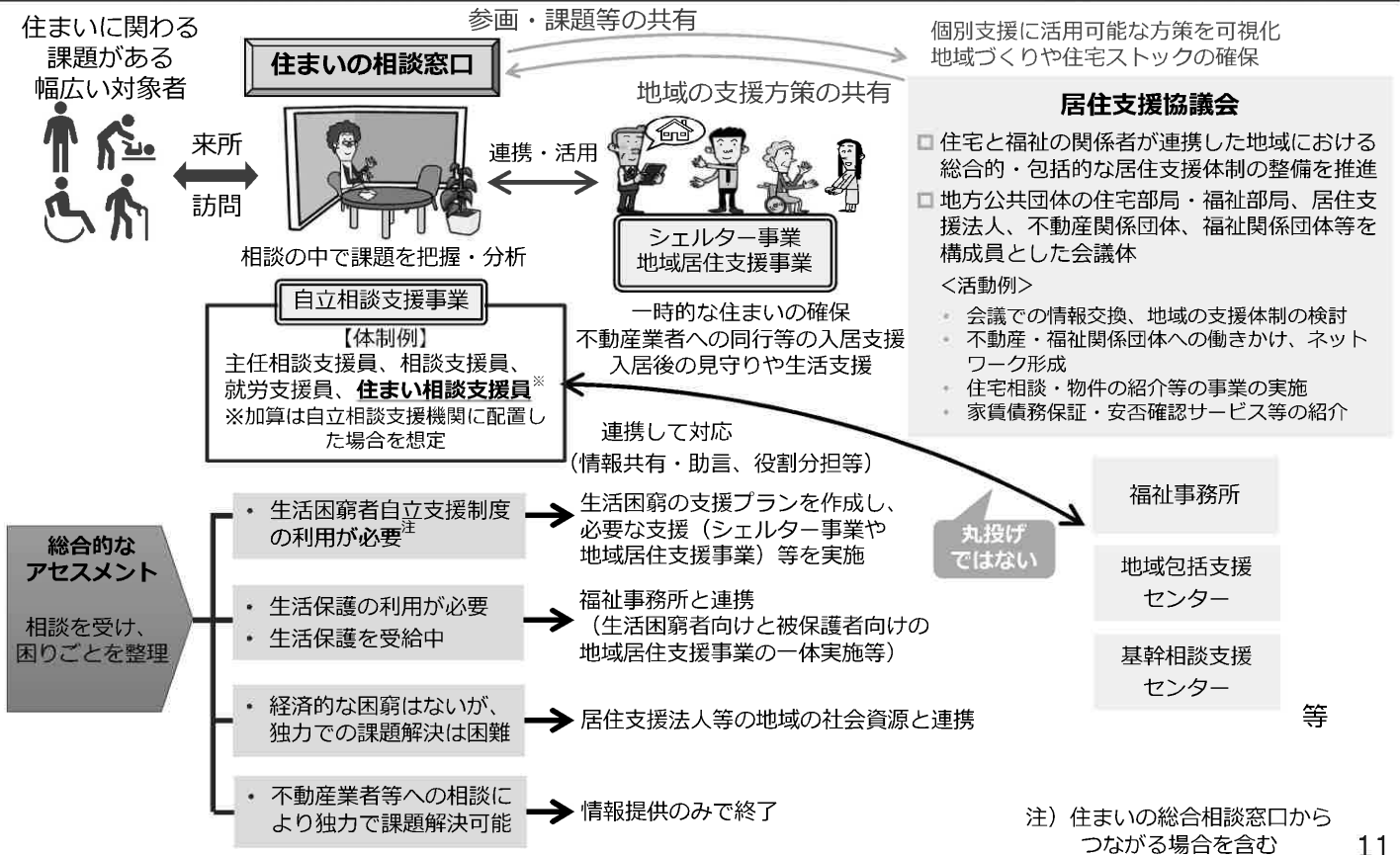
- ・ 法律上の定義に「居住の支援」と明記し、自立相談支援事業で住まい・入居後の生活支援の相談に対応することを明確化。
- ✓ 「ホームレス」だけでなく、「住まい不安定」、特に単身高齢者等で賃貸住宅の契約が難しいといった課題を抱えた生活困窮者が相談支援を受けやすくなる。

改正後の業務イメージ



※ 住まいの総合相談窓口の機能を自立相談支援機関以外の機関が担う場合であっても、自立相談支援機関において住まいに関する相談があった場合には応じるとともに、地域において効果的な支援が行われるよう、支援のノウハウや課題等を総合相談窓口の機能を担う機関と共有することが望ましい。

自立相談支援機関での属性を問わない住まい相談（イメージ）



住まい相談支援員に係る体制等について（案）

自立相談支援機関の人員体制

- 現行、自立相談支援機関には、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の3職種を配置することを基本としているところ。今般の法改正を踏まえ、3職種に加えて、住まいの課題に対応する住まい相談支援員を配置することが望ましい。
- 自治体の人口規模、人員等の状況により、他の支援員と兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

住まい相談支援員の要件

- 住まい相談支援員に係る要件については、主任相談支援員等と同様、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。
受講する研修は「相談支援員養成研修（初任者研修）」及び「一時生活支援事業従事者養成研修（7年度以降は居住支援事業従事者養成研修）」とする。

その他

- 住まいに関する相談に対して統一的に対応できるよう、アセスメントシート等、必要な帳票類を見直しする予定。（詳細については検討中）
- 自立相談支援事業を委託で行う場合、住まい相談支援員について、受託事業者が別の事業者にも再委託することも可能とする。

住まい相談支援員の役割について（案）

- 相談支援員の業務のうち、特に住まいの課題（住居確保給付金を活用した転居支援を含む。）に関する以下の業務を担当することが考えられる。※現時点の案であり、今後更に検討。

職種	主な役割
住まい相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○住まいの課題を中心とした相談支援 <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援（アウトリーチ） ○個別的・継続的・包括的な支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ※入居にあたっての支援等は地域居住支援事業による対応 ○住宅関係機関（大家、不動産事業者、居住支援法人、居住支援協議会事務局等）からの相談対応 ○福祉関係機関（福祉事務所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等）からの相談対応 ○物件・支援等の情報収集、地域の支援ニーズの把握 等 <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会、居住支援法人等と連携し、生活困窮者等の入居に積極的な家主や不動産業者の開拓及びネットワークの構築、セーフティネット住宅や連帯保証人が不要である住宅など、入居しやすい住宅（公営住宅、空き家、他施設等の有効活用を含む。）のリスト化など ※地域居住支援事業の業務内容のうち一部を移管
（参考） 居住支援員 【地域居住支援事業】	<p>自立相談支援機関において策定されたプランをもとに</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入居にあたっての支援 <ul style="list-style-type: none"> ・（住まい相談支援員からの情報をもとに）不動産業者等への同行、物件や家賃債務保証業者のあっせん依頼、家主等との入居契約等の手続きに係る支援 ○居住を継続するための支援 <ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問等による見守りや生活支援 ○互助の関係づくり <ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民との交流の場づくりなど、地域とのつながりの構築支援 ※地域全体で交流の場づくりが必要な場合は自立相談支援機関において対応 ※地域づくり関連業務（地域への働きかけ）は基本的に自立相談支援機関の役割として想定しているが、居住支援員も居住支援協議会に参画するなど、住宅関係団体と関係性を構築しておくことが望ましい。

13

住まいの困りごと相談窓口（すまこま。）の概要 （不安定居住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口の設置）

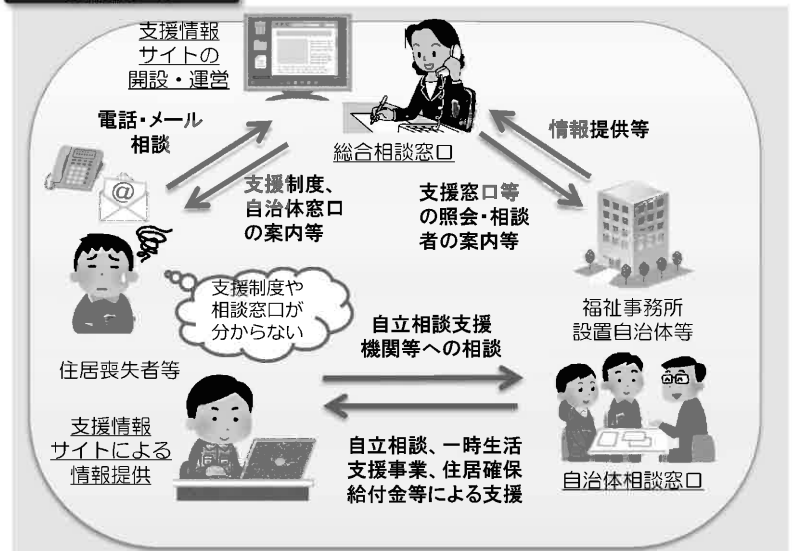
参考

- 住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者には、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれる。
- そうした不安定居住者においては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や一時生活支援事業、住居確保給付金といった各自治体実施している支援や居住支援法人等につなげることが重要である。
- このため、住まいに困窮する方に対する支援情報サイトを開設するとともに電話やメールによる総合相談窓口を設置し、各支援策の情報提供、地域の自治体の相談窓口等への案内、不安定居住者の実態把握のための相談内容の分析等を行う。

事業内容

- 地域の自治体の相談窓口などを分かりやすく紹介した情報サイトの開設・運営等による情報発信。
- 電話相談窓口を設置し、相談内容に応じて各支援策の情報提供や、自治体の相談窓口等へのつなぎ。
- 相談内容のデータの集約・分析等による不安定居住者の実態把握。
- 自治体に対する居住支援の必要性に関する広報活動や、支援情報サイトの周知広報。

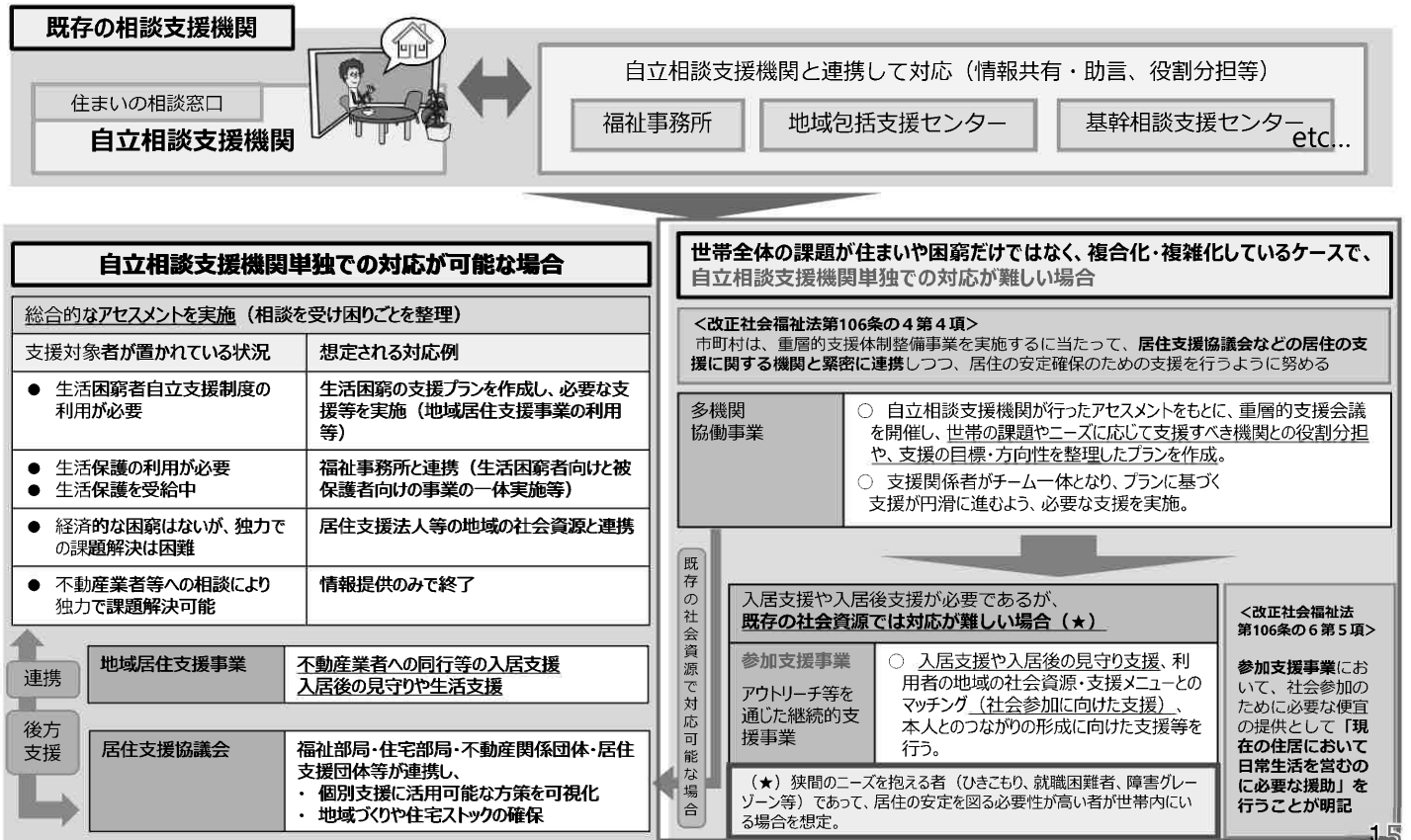
事業イメージ



令和6年度「すまこま。」相談窓口
0120-050-229
<https://sumakoma.mhlw.go.jp/>

2 (1) 重層的支援体制整備事業における居住支援の強化

② 自立相談支援機関／重層的支援体制整備事業での居住支援（イメージ）



15

2 (1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

③（住宅セーフティネット法）居住支援協議会設置の努力義務化

努力義務

令和7年10月1日施行（予定）

改正の趣旨・効果

- ・ 居住支援協議会について、全ての自治体で設置されることを目指し、その設置を自治体の努力義務とする。（R6.6末時点：144協議会（全都道府県、106市区町村））
- ・ 住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行うものを構成員とすることを明確化。

<想定される効果の例>

- ✓ 福祉部局・住宅部局・不動産関係団体・居住支援団体等の相互理解や連携が深まることにより、住まいの課題に対する個別具体的な支援に当たって活用可能な方策が可視化され、必要な方策を円滑に活用できるようになる。（事務局が住宅相談事業の実施や、物件・関係サービスの紹介を行うこともある。）
- ✓ 地域における住まいのニーズや不動産関係団体・大家等が抱える課題が共有されることにより、今後必要な支援等が明らかになり、地域づくりや活用可能な住宅ストックの確保等につながる。

改正後の業務イメージ

- それぞれの市区町村で居住支援協議会を設置し、生活困窮者自立支援制度担当をはじめとする福祉部局も参画。（自立相談支援機関や地域居住支援事業者も参画することが望ましい。）

主な活動内容

- ・ 会議での協議、情報交換
- ・ 不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・ 住宅相談事業、物件の紹介
- ・ 家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介



構成員の例：

- ・ 住宅部局、福祉部局（生活困窮者自立支援、生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉担当等）
 - ・ 住宅・不動産関係団体※、居住支援法人、福祉支援団体、サービス事業者
 - ・ 士業団体（建築士会、弁護士会、社会福祉士会、土地家屋調査士会等）
 - ・ 家賃債務保証会社、消費者団体、大学 等
- ※ 全国宅地建物取引協会、全日本不動産協会、日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸住宅経営者協会、住宅供給公社、都市再生機構（UR）等の都道府県組織・支部など

16

【実績】
・シェルター：366自治体(40%)(R5)
・地域居住支援：55自治体(R5)

2(1) 住まいの相談に対応できる体制の整備

④ 一時生活支援事業の強化

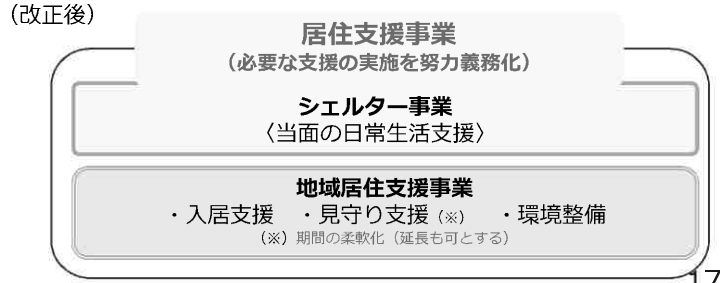
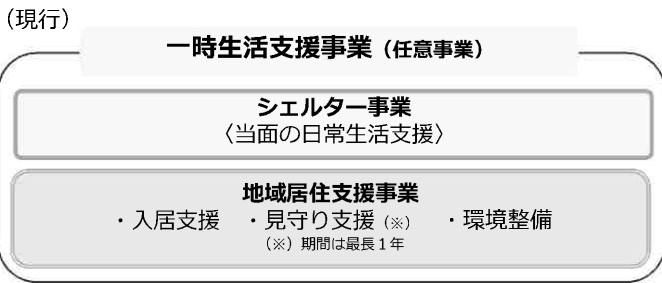
令和7年4月1日施行等

改正の趣旨・効果

- ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、一時生活支援事業を「居住支援事業」に改称。
- 居住支援事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業について、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施を努力義務化。
 - 本事業が「一時的な居所の確保の支援」と「地域で安定的に居住を継続していくための支援」の両輪で進めていくべきものであることを明確化。
 - 「住まい不安定」「ホームレス」といった課題を抱える生活困窮者への支援を充実し、本人の自立はもとより、地域の活性化や孤独死の防止を図る。

改正後の業務イメージ

- 自立相談支援機関及び関係機関等と連携して、地域のニーズ等を把握し、広域実施も含め事業実施を検討。
- 例えば、ホームレスが多い都市部などの地域では、シェルター事業と地域居住支援事業の両方を実施。一方、ホームレスが少ない地域では、一人暮らしに不安を抱える生活困窮者や持ち家のない単身高齢者への居住支援のため、地域居住支援事業を優先的に実施。



17

令和7年4月～努力義務化 ← 改正ポイント

参考

一時生活支援事業 (シェルター事業、地域居住支援事業)

※令和7年4月～ 居住支援事業に改称し、地域の実情に応じてシェルター事業と地域居住支援事業のうち必要な支援の実施を努力義務に。

対象者

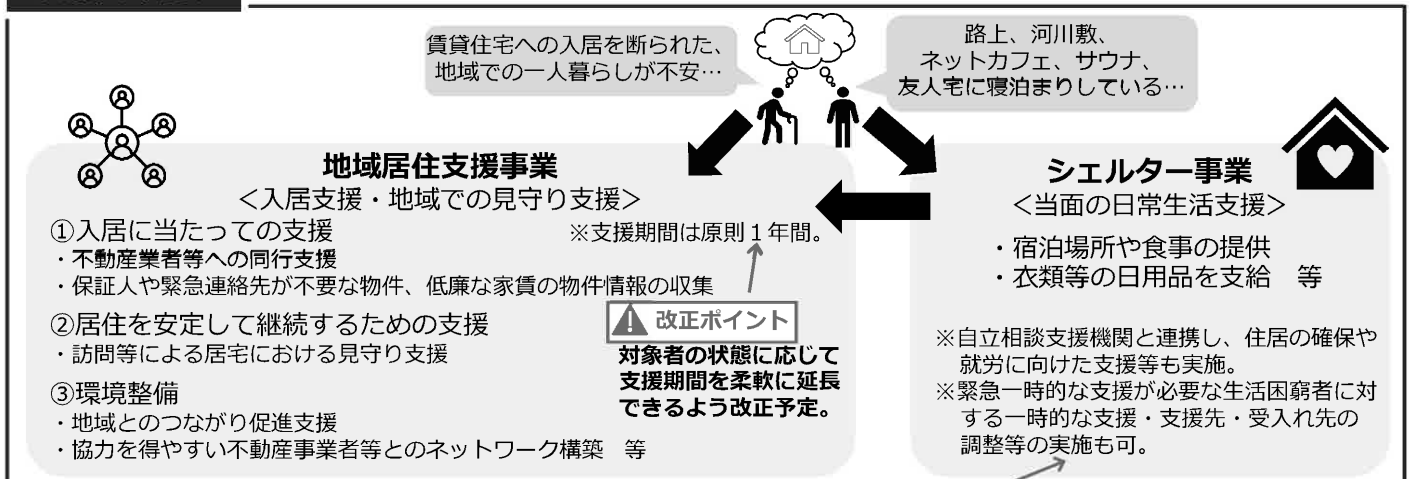
改正ポイント

※国は、全国実施のための体制整備や支援の質の向上を図るための指針(告示)を策定することとする。

改正ポイント

- 一時生活支援事業(シェルター事業)：路上生活者や、終夜営業店舗等に一定の住居を持たない不安定居住者
- 地域居住支援事業：シェルター退所者や居住に困難を抱える、地域社会から孤立した状態にある低所得者

支援の概要



期待される効果

見直しポイント

令和6年4月～ 補助体系に加算創設

- シェルター事業：利用している間に、住居の確保や就労に向けた資金の貯蓄等が実現し自立が可能になる。
- 地域居住支援事業：社会的孤立を防止するとともに、地域において自立した日常生活を継続できるようになる。

18

改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

- ・ 地域において、より効果的に住まいに関する支援を行うため、自治体は、生活困窮者自立支援制度の各事業を行うにあたって、居住支援法人との連携を図るように努めるものとする。
- ✓ 賃貸や居住に関する専門知識を有する支援関係機関との連携により、住まい支援の強化を図ることができる。

改正後の業務イメージ

- 居住支援法人は、住宅確保要配慮者の居住支援の担い手として都道府県が指定
(法人の立上げやその活動に対する国土交通省の補助あり)

居住支援法人に指定される法人

- ・ N P O 法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 居住支援を目的とする会社 (不動産事業者等)

居住支援法人が行う業務

- ・ セーフティネット住宅の入居者への家賃債務保証
- ・ 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ・ 大家に対する必要な情報提供
- ・ 見守りなど住宅確保要配慮者への生活支援
※居住サポート住宅で見守り・安否確認サービスを行う場合もある
- ・ 住宅確保要配慮者からの委託に基づき、死亡時の賃貸借契約の解除、残置物処理等を行うこと

考えられる連携の例

居住支援
を依頼支援依頼したケース
の支援調整会議への
参加を依頼支援会議の構成員
として参画を依頼自立相談支援機関の
住まい相談に関する
(再) 委託先に地域居住支援事業
の委託先に

- 居住支援法人による居住支援 (入居中の支援等) は、高齢者、生活困窮者、障害者等の福祉サービスとの関連性が高いことから、都道府県による居住支援法人の指定審査・監督業務については、新たに福祉部局も担う。

【令和7年10月1日施行 (予定)】

19

2 (2) 家賃の低廉な住宅への転居支援の創設

① (住居確保給付金) 家計改善のための家賃の低廉な住宅への転居費用補助の創設

改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

- ・ 住居確保給付金を拡充し、家賃の低廉な住宅への転居のための初期費用を補助
- ✓ 家賃負担の軽減に伴い家計が改善することにより、経済的自立と安定した住まいを確保する。

改正後の業務イメージ

※現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

<対象者>

- 収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担等を軽減する必要がある生活困窮者であって、支給要件 (現行の家賃補助と同じ収入・資産要件を設ける予定) を満たす者
- ※ 例：配偶者と死別し世帯の年金収入が減少した高齢者、疾病等で離職し就労収入を増やすことが難しい者等
- ※ 現在より家賃の低い物件に転居する場合のほか、家賃負担が多少上がっても、通院先への交通費負担が軽減される場合や、持ち家を修繕する負担が大きい場合等、家計全体の改善に資する転居を支援
- ※ 求職活動要件は「なし」とする予定

【参考】現行の家賃補助の収入・資産要件

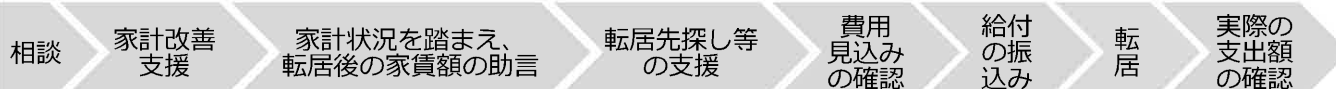
収入要件：市町村民税均等割非課税の水準 + 家賃額

資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額

<支給額> 転居先の住宅扶助額に3を乗じて得た額。ただし、実費が支給額を下回る場合は実費相当。

<対象経費> 転居先への家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用 (礼金、仲介手数料、保証料、保険料)

<支援の流れのイメージ> ※自治体をまたぐ転居の場合は、転居元の自治体が給付金を支給し、転居先の自治体に情報を引き継ぐ



※転居先の大家、引越し運送事業者等に対し、転居先の住宅の状況や当該住宅の確保に関する事項について報告を求めることができる

20

住居確保給付金（転居費用分）の支給要件（案）

次の①～⑧のいずれにも該当する生活困窮者とする。

①	高齢者夫婦世帯における配偶者の死亡による年金収入の減少、離職、休業等により収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること
②	申請日の属する月において、収入が著しく減少した月から2年以内であること
③	収入が著しく減少した月において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと 又は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること（現行並び）
④	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額（市町村民税が課税されていない者の収入額（各自治体が条例で定める市町村民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額。1,000円未満切り捨て。）に1/12を乗じて得た額（1,000円未満切り上げ）とする）に申請者の転居前の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること【収入要件】（現行並び）
⑤	申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること【資産要件】（現行と同じ）
⑥	生活困窮者家計改善支援事業（又は生活困窮者家計改善支援事業を実施していない自治体においては、生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援）において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がる（持ち家からの転居を含む。）が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること
⑦	自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと（現行と同じ）
⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと（現行と同じ）

（※）現行の家賃補助の支給対象となる者については、家賃補助の支給要件（求職活動を行うこと等）を満たすことをもって、家賃補助に加え、必要に応じて転居費用も支給することを可能とする。

（※）現時点の案であり、今後、変更等がありえる。

21

必須事業

住居確保給付金（現行）

【実績】・新規申請27,169件
・新規決定24,272件、特例再支給決定13,518件
・支給総額77.2億円（いずれもR4速報）

参考

対象者

住居を失うおそれが生じている以下①または②の者であって、支給要件・求職活動要件を満たすもの

- ① 離職・廃業後2年以内の者（当該期間に疾病等やむをえない事情があれば最長4年以内）
- ② 自己の責めによらず収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある者

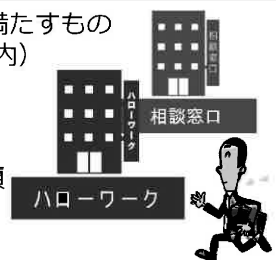
<支給要件>

○収入要件：市町村民税均等割非課税の水準（特別区では単身8.4万円、2人世帯13万円）＋家賃額

○資産要件：市町村民税均等割非課税の水準の6か月分で、100万円を超えない額
（特別区では単身50.4万円、2人世帯78万円）

○求職活動要件：原則、①による求職活動を行う。ただし、一定の要件の下、②による取組みも可とする。

- ① 公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込みをし、求職活動を行う。
- ② 公的な経営相談先へ経営相談の申込みをし、その助言等に基づき業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行う。



支援の概要

<支給額> 家賃額（住宅扶助額を上限） ※特別区では単身5.4万円、2人世帯6.4万円

<支給期間> 原則3か月（求職活動等を行っている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- ・ 住まいの安定を確保することにより、安心して求職活動に取り組むことができ、就労を実現することができる。

3

- 1 なぜ、制度改正が必要なのか？
- 2 住まい支援に係る新業務への対応
- 3 制度改正への対応に困ったら

ひとくらし、あらいゆめ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

制度改正対応にお困りの際に活用可能な事業等

都道府県による市町村支援事業

都道府県の責務として、制度の円滑な実施を推進するため、地域の実情に応じ、市町村に対して、例えば以下のような必要な助言・情報提供等の援助を実施。

- ・ 支援員に対する人材養成研修・シンポジウム等の実施
- ・ 広域実施に向けた調整・事業実施に向けた環境整備や訪問支援等の実施
- ・ 社会資源の広域的な開拓のための説明会の開催・調査研究等
- ・ 市域を越えたネットワークづくりのための協議の場の構築等（困難事例に関する相談やケース検討等を行う場）

照会先：各都道府県の制度担当



ニュースレター

生活困窮者自立支援室から、自治体職員・支援者向けに、各自治体の取組や制度の最新情報などの取組・支援の参考となる情報を発信中。

バックナンバーはこちら▶



自治体・支援員向けコンサル

国が都道府県・市町村に専門スタッフを派遣し、下記のような課題についてのノウハウの伝達やアドバイスの提供等を実施。

- ・ 各種事業の立上げ・事業実施上の課題
- ・ 官民連携等を進める際の課題

照会先：生活困窮者自立支援室



※今年度の募集は締め切りました。

※地域支援事業（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業）の活用を検討している場合は、「高齢者住まい・生活支援伴走支援事業」も活用可。（照会先：厚生労働省老健局高齢者支援課） ※今年度の募集は終了

自治体事例集

厚生労働省ウェブサイトにおいて、様々な自治体における各種事業・支援会議の立上げ方法や実施上の工夫、都道府県による市町村支援の方法等をまとめている。

掲載先はこちら▶

※アクセス後、下に画面をスクロールしてください。



「2. 持ち家のない単身高齢者数の増加等」への対応事例集

相談窓口（「住まい支援センター」）の設置パターン

パターン	自治体	相談窓口	重層の活用	物件所有の有無	事例
①行政 + 民間機関連携型	岡崎市	住宅計画課が設置した居住支援協議会相談窓口 + 自立相談支援機関（福祉相談課が委託）	○		単身高齢者
	半田市	自立相談支援機関 + 社会福祉協議会（居住支援法人・地域包括センター・障害者相談支援センター・多機関協働事業）	○	公営住宅シェルター	母子世帯
	大牟田市	市住宅建築課が居住支援法人に委託		公営住宅シェルター サブリース	ひとり親・虐待
	輪島市	自立相談支援機関 + 社会福祉法人			障害者・単身
②居住支援法人型 ア 福祉系	北九州市	居住支援法人（地域福祉推進課が委託）		サブリース	単身高齢者
	仙台市	居住支援法人（自立相談支援機関も受託）		サブリース	高齢者・ホームレス
	宮城県	居住支援法人（自立相談支援機関も受託）		サブリース	生活困窮者
イ 不動産系	座間市	居住支援法人（地域居住支援事業も受託）		サブリース	若年・障害疑い
③民間育成型	宇和島市	NPOセンター（福祉課・危機管理課が機能を移管）	○		7040世帯
④自治体直営型	伊丹市	自立支援課（自立相談支援機関を直営で実施）			ひとり親・多子世帯
⑤居住支援協議会型	大牟田市	（居住支援協議会主催で空き家相談会を実施）			

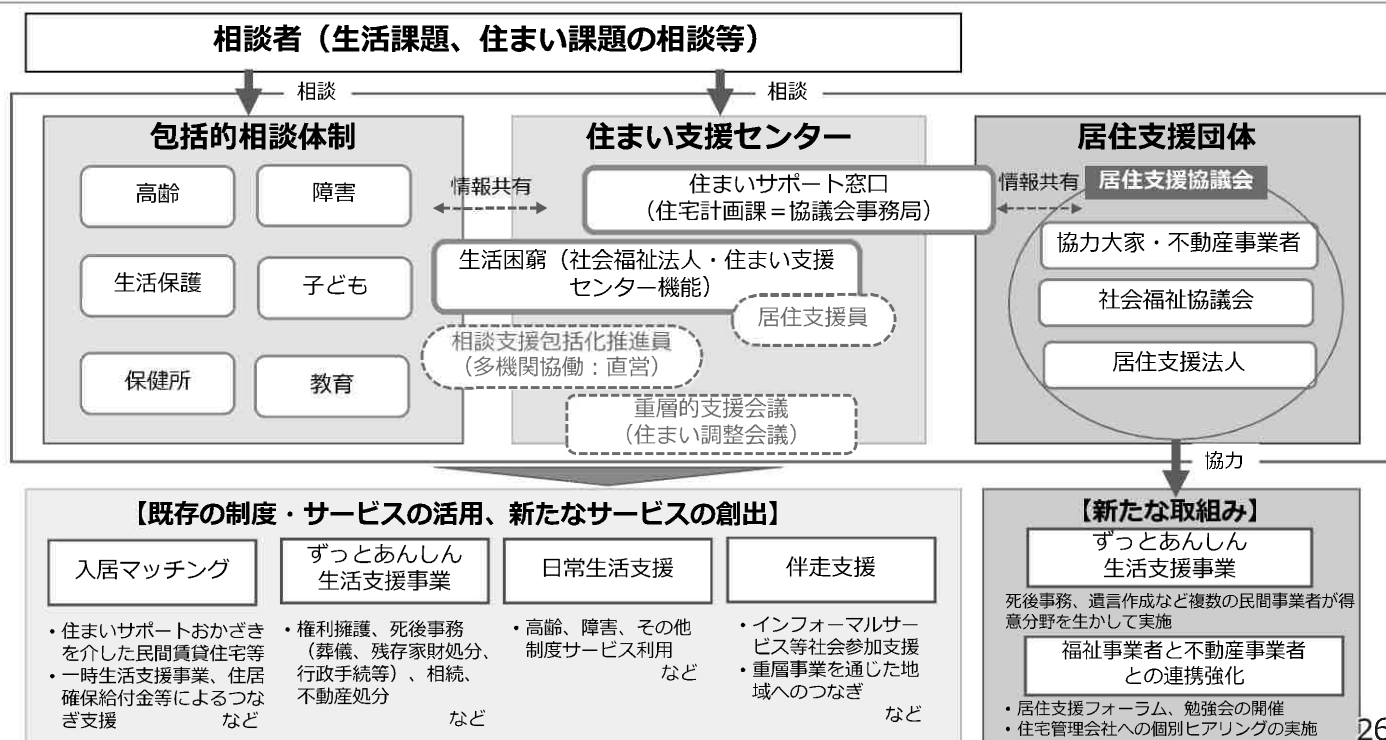
（資料出所）一般社団法人北海道総合研究調査会「令和5年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究事業 <報告書概要>」
（令和6年5月）



報告書全体はこちら▶ 25

岡崎市「住まい支援システム」イメージ図

- 住宅セーフティネット制度を所管する住宅計画課が設置した既存の居住支援協議会の住まいサポート窓口のほかに、ふくし相談課内にある生活困窮者自立相談支援事業所（委託）の中に新たに住まい支援センターの機能を付加し、2つで「住まい支援センター」とする。
- 生活困窮者自立相談支援事業所に居住支援員を配置するとともに、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業（ふくし相談課直営）に「住まい」分野を位置づけ、重層的支援会議を活用して、支援プランを決定している。
- 市が、第三者による支援を必要とする高齢者等に対し、身元保証・日常生活支援・死後事務などの必要なサービスを提供できる信頼性の高い民間事業者を公募し採択（ずっとあんしん生活支援事業）。また、福祉事業者と不動産事業者の意見交換の場を設ける。



岡崎市 支援事例

タイプ 単身高齢者

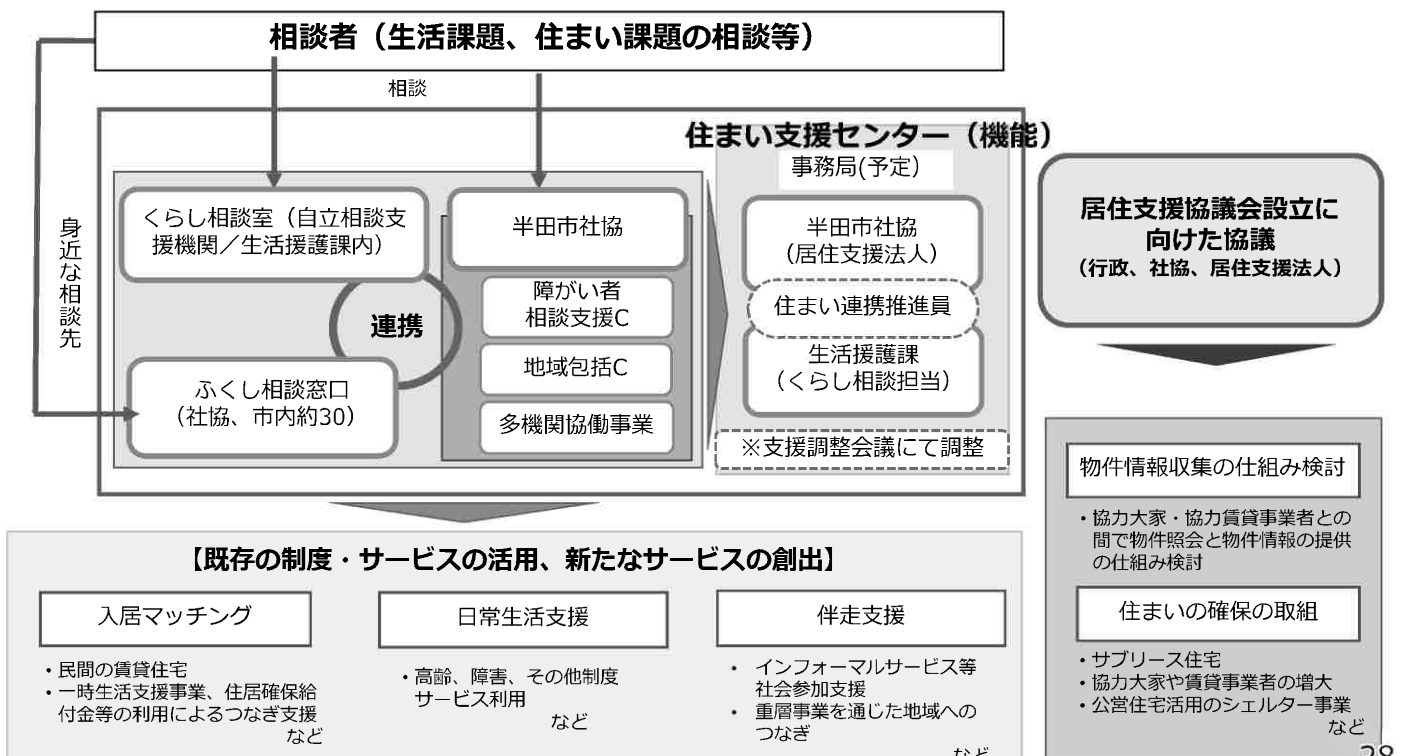
事例を 読む視点

- 家主がアパートを取り壊す予定で退去を求められているが、転居先が決まらない。
- 病院のMSWからの連絡で相談につながったケース。
- 病気をもった単身高齢者に対して死後事務等の先を考えた支援、地域包括支援センター等との連携がポイント。

事項	概要	経緯
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 70代、男性、単身 ・ 抗がん剤によるがん治療中。 ・ 住んでいたアパートが老朽化し、建て替えのため退去を求められた。高齢の兄弟に緊急連絡先を頼んでいたが、高齢のため断られた。不動産屋に行ってみたが、物件が見つからない。 ・ 通院中であり、転居するなら病院の近くにしたい。 	R5.8月 相談受付
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通院している病院のMSWから住まいサポート窓口（住宅計画課）に連絡があり相談受付 	R5.8月 入居決定
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢で持病がある。転居を機会に車を手放すことを考えており、通院に便のよいところを希望。基礎年金のみだが、預金があり、今のところ金銭に心配はない。 ・ 要介護認定は受けていないが、転居後の生活に心配があり、地域包括支援センターにつなぐ。 	R5.9月 転居支援 の提供
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居先：居住支援法人を通じて賃貸住宅に入居が決まる (入居支援) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 物件紹介、引っ越し業者の紹介 ➢ 緊急連絡先の紹介 ・ (居住継続支援) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 居住支援法人による、単身高齢者見守り訪問（月1） ➢ 民生委員による、声かけ訪問（月1）・地域包括支援センターの見守り ➢ 居住支援法人による、死後事務、家財処分、葬儀・埋葬等の支援契約 	R5.10月 モニタリング
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住まいが確保され、治療が継続している。地域包括支援センター、病院のMSWとの情報共有が始まった。 	

半田市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を市と社会福祉協議会が連携し、実施。社協は、地域包括センターや障がいの相談支援センター、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）も受託している。多機関協働事業の重層的支援会議を活用して、支援プランを決定している。
- 居住支援協議会を設立し、事務局は市と社協で担っている。
- 物件情報収集の仕組みを検討する。サブリースや公営住宅活用シェルターなど新たな取組を開始する。



半田市 支援事例

タイプ 母子世帯

事例を 読む視点

- 失業、経済的困窮、本人のうつ、子どもの課題など3年前から社協が関わっており、状況の把握と対応の必要性を迅速に判断できたことがポイント。
- 生活保護からの自立を目指し、生活保護課と障害相談支援を中心に、関係機関で世帯の生活課題に対応するなど将来に向けた関係機関との連携がポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40代、女性、夫とは別居中、子ども2人 ・ R2年11月、社協でコロナ特例貸付の相談を受ける。夫と別居状態（その後離婚成立）、長男の非行、長女の不登校などがあり、R4年、本人がうつ病の診断を受ける。 ・ うつ症状悪化により、休職から離職となり、フードバンクなど継続的に支援をしてきたが、失業手当が終了する時期になり、仕事探しや子どもへの対応、家賃の低い賃貸住宅への転居など困りごとが重なっている。
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が社協のふくし相談窓口に来所し、様々な相談をした。窓口担当者から住まい連携推進員に対し住まいに関する支援依頼があった。
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍や体調不良により失業、その後失業給付や住居確保給付金などを活用してきたが、基本的な課題は解決できず、生活保護と障害年金を受けながら生活の立て直しが必要。本人は生活保護を受給したくない意向があるが、給付の脱却を目指して生活改善を進めることが必要（生活保護と障害者相談支援で対応）。 ・ 子どもにもそれぞれ支援者があり、情報共有しながら、世帯全体を支える。 ・ まずは病状の安定が必要（医療機関MSWと情報共有）。
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ようやく生活保護申請を納得し、居住支援法人経由で賃貸住宅入居が決定 (入居支援) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 賃貸の手続き支援 ➢ 転居支援 (居住継続支援) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生活保護と障害者相談支援を中心に、学校など関係機関で情報を共有し支援
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当面家賃の心配はなくなったが、課題解決には至っていない。

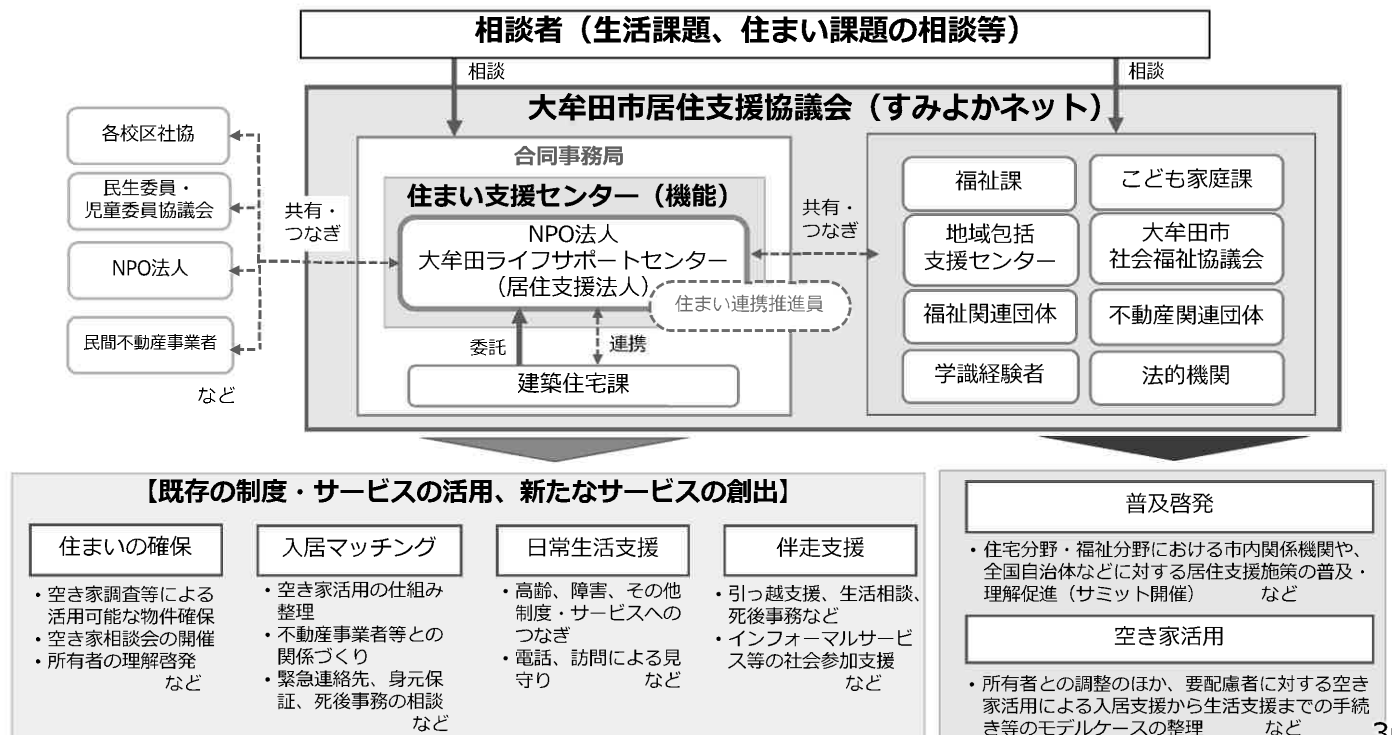
経緯

- R2.11月
コロナ特例
貸付
- R5.3月
住まい相
談受付
- R5.8月
生活保護
申請同意
- R5.10月
最後の失業
給付受取。
ほぼ同時に
転居先決定。

29

大牟田市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を居住支援協議会の合同事務局として設立したNPO法人に委託。
- 居住支援協議会の取組みとして、同NPOと建築住宅課が中心となって、住宅要配慮者からの入居相談から入居マッチング、日常生活支援、伴走支援を行っている。
- 地域課題である空き家対策と居住支援を一体的に取り組むため、空き家の実態把握、所有者の意向確認、活用策の検討・実践を行政施策として位置付けて展開している。



30

大牟田市 支援事例

タイプ ひとり親・虐待

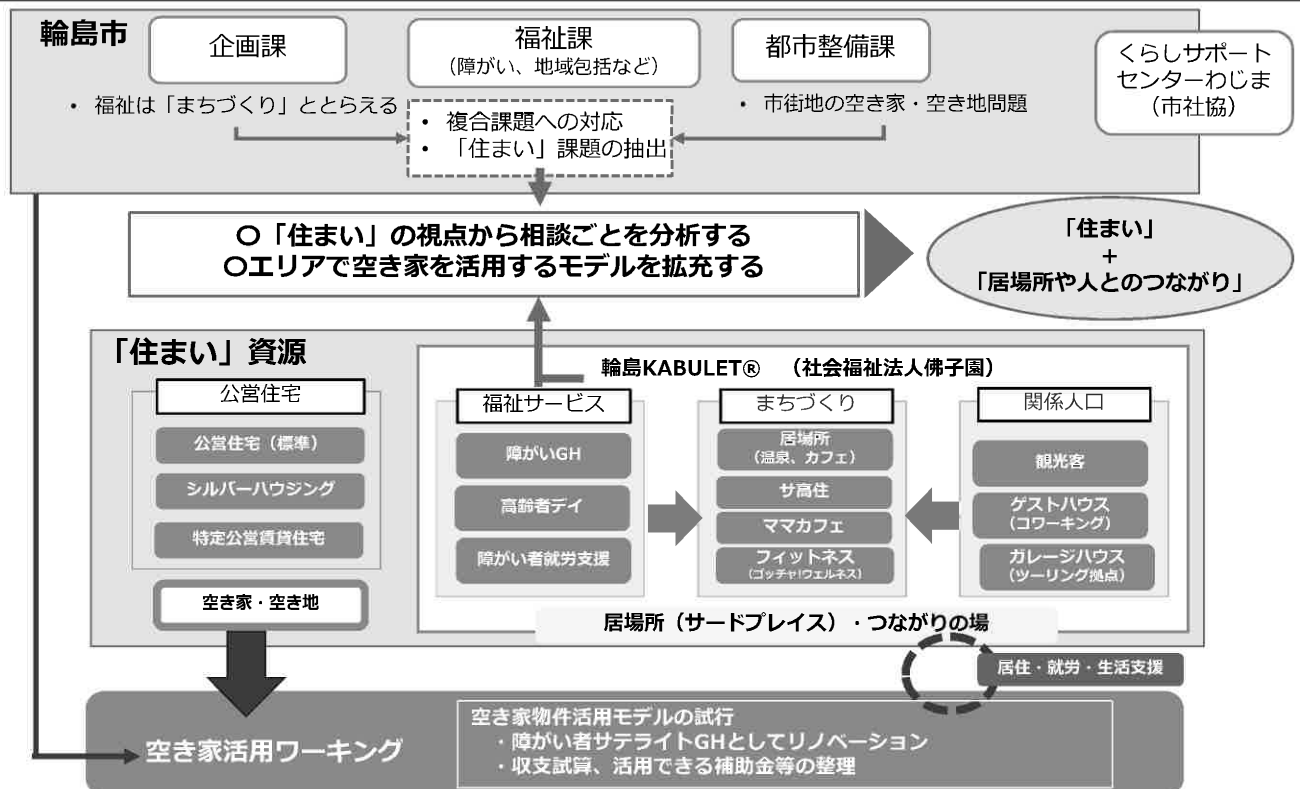
事例を 読む視点

- 実父から子への虐待により実家で暮らし続けることが困難なひとり親のケース。
- 転居費用が捻出できないため、大牟田市居住支援協議会で確保している初期費用が安価な空き家への入居支援を実施。
- 生活環境を分離したことにより、本人・子どもと実父との関係性が改善されたことがポイント

事項	概要	経緯
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20代、男性、子ども（長女・長男）との3人暮らし ・ 離婚を機に長女・長男を連れて両親がいる実家に戻ったが、長男に対する実父の虐待があった。 ・ 親子3人で暮らせる住まいへの転居を希望するが、元妻から預金を引き落とされており転居費用を捻出できない。 	R5.9月 相談受付
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体と社協から住まい支援センターに支援依頼があり、本人来所により相談対応。 	R5.10月 転居
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの精神的にも早急に実家を出て親子3人で暮らせる住まいが必要。 ・ 子どもがまだ小さいため、子ども家庭課と情報共有し、転居後の育児面でのサポートも必要。 ・ 転居に係る初期費用を自力で準備できず、両親からの経済的な支援も見込めないため、大牟田市居住支援協議会が運営する空き家情報サイト（すみよかネット）に登録している物件紹介により、初期費用がかからない安価な物件への入居を促す。 	
プラン内容	<p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 物件紹介・内覧同行（すみよかネットの空き家物件に入居。） ➢ 緊急連絡先の引き受け ➢ 引っ越し時の搬出・搬入支援（提携している引っ越し業者の紹介） <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 月1回の生活状況の確認（定期報告書の作成と適宜対応） 	R5.11月 住まい支援後のモニタリング
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実父との生活環境を分離したこと子どもたちの精神面は安定しており、親子3人で実家に夕飯を食べに行くなど、家族の再構築もみられる。 ・ 仕事、育児、家事など本人の負担が大きくなっており、本人に対する継続サポートが必要。 	

輪島市「住まい支援システム」イメージ図

- 市福祉課やくらしサポートわじま（生活困窮者自立支援事業所）に寄せられる相談の中で住まい課題がある事例、社会福祉法事佛子園で把握される住まい課題をもつ対象者に対して、住まいの視点からアセスメントを実施。地域の住まい課題を把握する。
- 空き家活用ワーキングを立ち上げて、佛子園が運営する、市内に点在する空き家を活用した居場所づくりを参考に、空き家を活用した障害者の住まい確保の方策を、検討する。



タイプ

障害者単身

事例を
読む視点

- 緊急性があり、障害グループホームへの入居による安心の確保
- 暮らしサポート、福祉課、佛子園の3者が状況を確認し、生活全般を支援
- 支援方針として、今後のアセスメントは、時間をかけて、適性を見出すこと

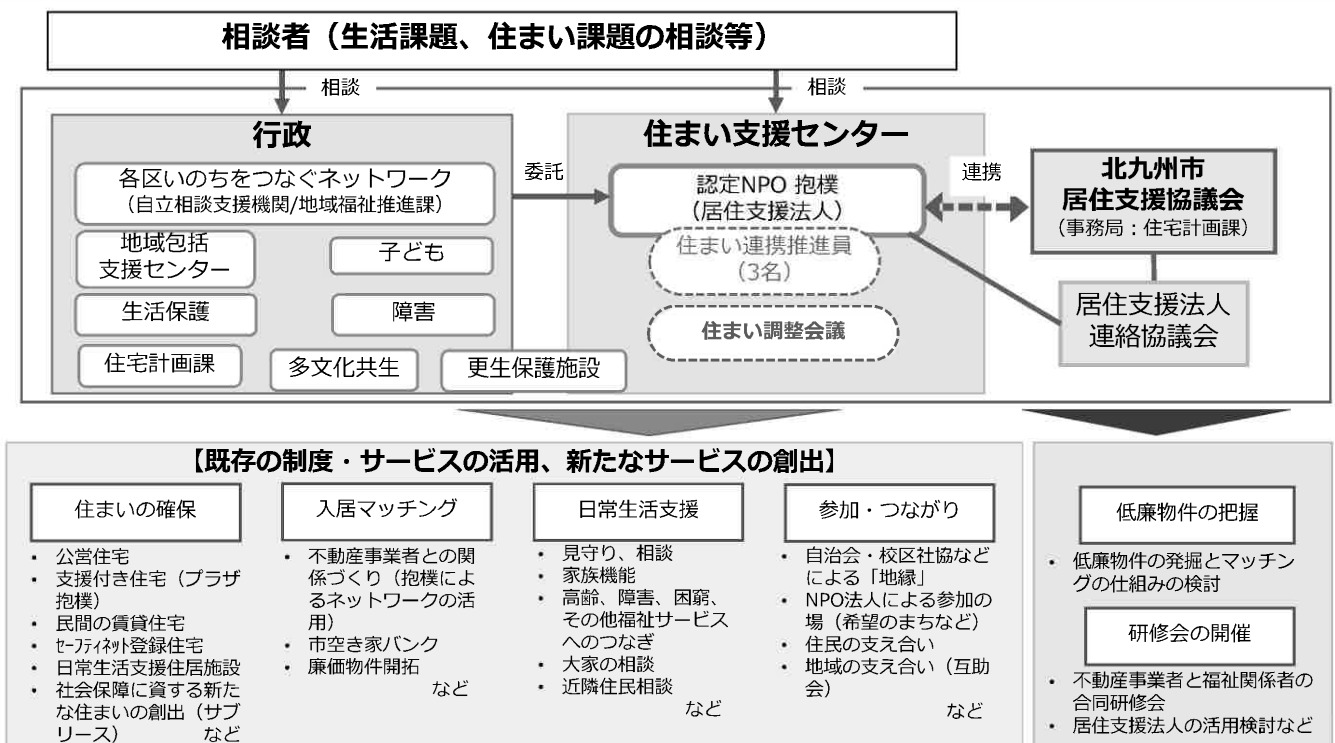
事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30代、男性、単身 ・ 母とは離別、父とは死別。弟が他市におり、連絡は取れる状況。 ・ 高校卒業後、他市で就職したが、馴染めず帰郷し、アパートで一人暮らし。父親の自死後、精神状態が不安定で、双極性障害の診断がある。 ・ 障害年金を受給しつつ、引きこもり状態。社協との相談・食糧支援等を受けていた。
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が生活に不安を感じ、社協（暮らしサポート）に相談。福祉課に、本人が障害年金の手続きを怠り、受給停止になった、と、情報提供と相談。
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部屋の中はゴミ屋敷状態で、床などの腐敗が進み、長期に住める状況ではない。 ・ 障害に起因する生活能力の乏しさがあると考えられ、生活能力の獲得が必要。
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暮らしサポート、福祉課、佛子園の情報共有と連携で支援（入居支援） ・ グループホームへの入居（入居継続支援） ・ 障害年金復活までに生活保護を申請 ・ 適性に応じた仕事を探す ・ 居場所に通う ・ 生活時間や家計管理を覚える ・ 通院支援
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ グループホームに入居し、落ち着いた様子。 ・ これまで家賃滞納があり、返済等の整理を一緒に考える。

経緯



北九州市「住まい支援システム」イメージ図

- 住まいの相談支援機能を居住支援法人であるNPO法人に委託。同NPOはさまざまな困難を抱える対象者に対して住まいや就労などの支援を行っており、独自でサブリース物件を確保・運営している。
- 住まい支援センターに専属の3名の住まい連携推進員を配置し、市が区ごとに設置する直営の「いのちをつなぐネットワーク」（自立相談支援機関）などと連携して、住まいに関する相談、関係機関との支援調整などに対応する。
- 北九州市居住支援協議会が有するネットワークを生かして、市内の低廉物件を把握するための調査と福祉関係者との研修会を実施する。



タイプ
単身高齢者

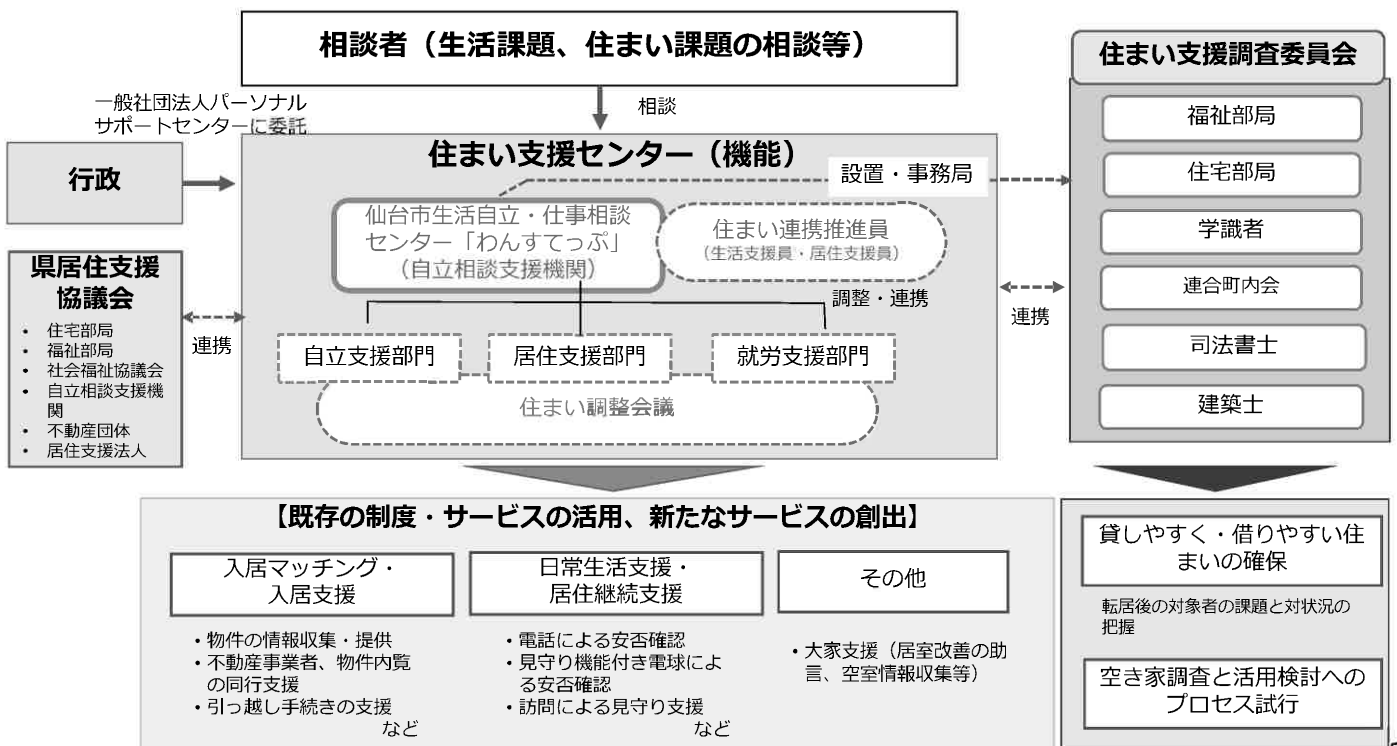
事例を
読む視点

- 本人から連絡を受けた親族（甥）が様子の変化に気づいて住まい支援センターに相談。
- 同居人が家から出ていったことで孤立状態と生活苦に陥った高齢者のケース。
- 年金収入で生活が可能な低廉物件への入居支援による生活の安定化と、親族からの見守りとデイサービス利用による孤立感の解消を一体的に図った支援がポイント。

事項	概要	経緯
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 80代、女性、単身 ・ 甥宛に本人（叔母）からお金の無心があった事で生活苦と気づき、甥が住まい支援センターに相談連絡。 ・ 本人と同居していた娘がパートナーを作って出ていき一人暮らし。娘にコンタクトをとるも娘からストーカー扱いされ警察から事情聴取を受ける等により、孤立状態となり引きこもるようになった。 ・ 年金収入に対して家賃が高いことから転居を希望している。 	R5.4月 相談受付
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甥が住まい支援センターに来所し本人への支援依頼があった。 	R5.7月 転居
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同居していた娘が出ていったことにより寂しさを感じるとともに、生活苦となり家賃負担が大きくなった。 ・ 年金収入で生活が可能な家賃の物件を探して入居支援を行う。 ・ 孤立対策として地域とのつながりを確保するためにデイサービスの利用を斡旋する。 ・ 甥の近隣に住むことが可能な低廉家賃の物件を探し、甥から見守りの協力をとりつける。 	
プラン内容	(入居支援) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 甥宅の近隣物件の紹介 ➢ 内覧同行 (居住継続支援) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住まい支援センターによる定期・随時の見守り、安否確認、緊急時対応による生活支援 ➢ デイサービスの利用斡旋、受け入れ先との調整 	R5.8月 住まい支援後のモニタリング
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回相談から約3カ月後に新たな入居先（民間賃貸物件）が転居し、生活と精神的に安定した。 	

仙台市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援事業を委託されている一般社団法人（居住支援法人）が住まい支援センターとしての役割を担う。
- 生活支援員と居住支援員をそれぞれ配置し、相談者に対応する。行政や関係機関と連携しながら、自立、居住、就労を支援。
- 居住支援法人が住まい支援調査委員会を設置し、転居後の対象者の課題と対応を把握し、貸しやすさ、借りやすさを具体的に検討。また、空き屋活用のシミュレーションを行う。



仙台市 支援事例

タイプ 高齢者・ ホームレス

事例を 読む視点

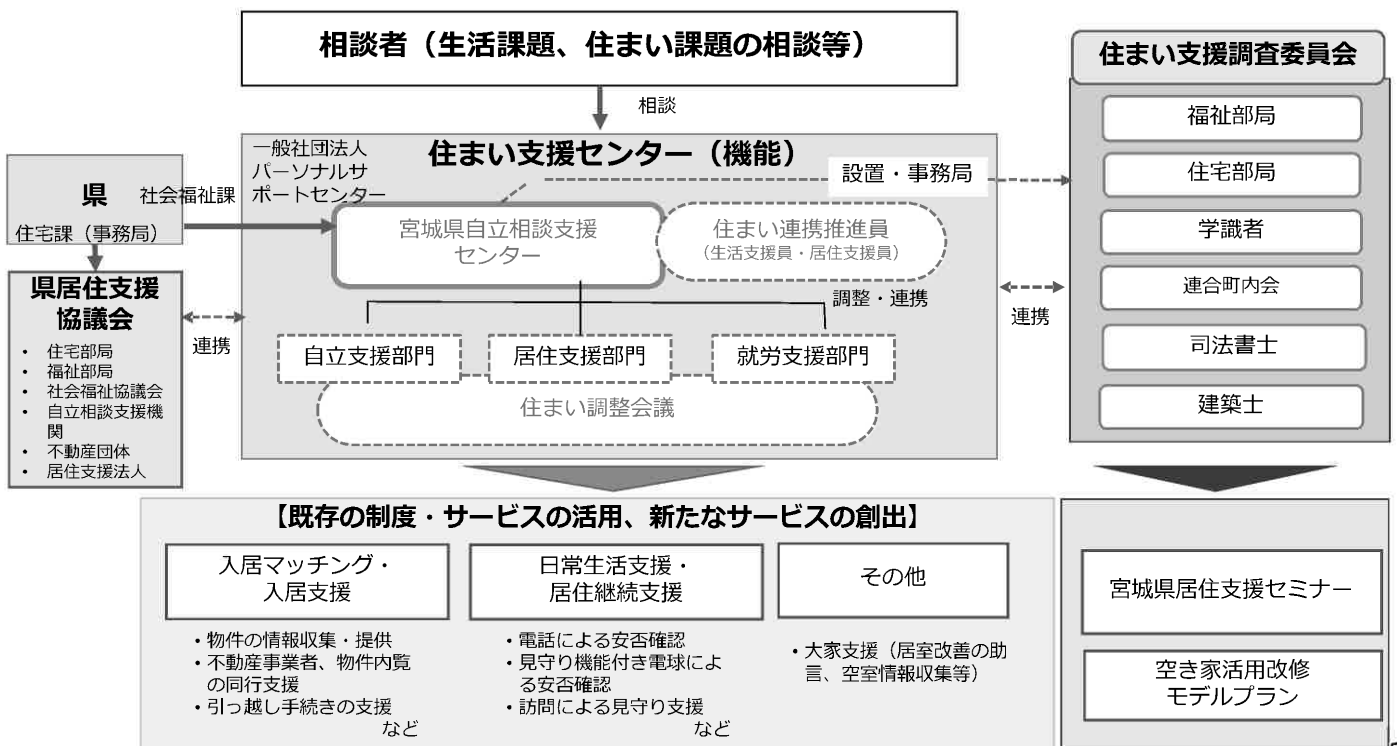
- 病気・障害のある高齢者がホームレス状態から脱却し、生活の安定を求める事例。
- 住居の確保、生活保護の申請、安定した治療、介護・福祉サービスの利用を支援。
- 複数の課題を抱える相談者に対し、支援機関がネットワークを駆使して必要な支援を行い、生活の安定に向けた環境整備を図った点がポイント。

事項	概要	経緯
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 60代、女性、単身 ・ 10代の頃より出生地を離れ、ホームレスを経験するなど居住環境が落ち着いていない。 ・ 支援者に恵まれ、10年程度、居住を継続できていたこともある。 ・ 実家とは疎遠で、迷惑をかけたくないので、緊急連絡先をお願いできない。 ・ 糖尿病を患っており、治療を希望。東京都発行の療育手帳も持っている。 ・ 生活保護を申請し、住まいを確保し、生活を安定させたい。 	R5.5月 相談受付
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の来所、相談支援機関（青葉区保護課）からの情報。 	R5.5月末 シェルターの 利用
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急連絡先の協力が得られないため、単身でのサブリース入居を検討し、支援を行う。 ・ 年齢と病状から、しばらくは就労が見込めず、生活保護の受給を進める。 ・ 療育手帳も持っていることから、障害福祉サービス、介護福祉サービスの利用を要する。 	R5.7月 生活保護適用
プラン内容	(入居支援) > シェルターの利用を経て、サブリース物件への入居を支援 (居住継続支援) > 生活保護に至る過程への同行 > 安定的な糖尿病の治療、障害・介護福祉サービスへのつなぎ	R5.7月 サブリース物件に 転居完了
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤立の解消を目標とする。 ・ 医療や福祉サービスの繋がりを支援し、居住環境を整えていく。 	R5.7月 モニタリング

37

宮城県「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援事業を委託されている一般社団法人PSC（居住支援法人）が住まい支援センターとしての役割を担う。
- 生活支援員と居住支援員をそれぞれ配置し、相談者に対応する。関係町村や関係機関と連携しながら、自立、居住、就労を支援。
- 居住支援法人が住まい支援調査委員会を設置し、町村部にも居住支援の必要性の理解を啓くため宮城県居住支援セミナーを開催、また、町村部に多い一軒家の空き家活用改修モデルプランを作成する。



38

宮城県 支援事例

タイプ 生活困窮者

事例を 読む視点

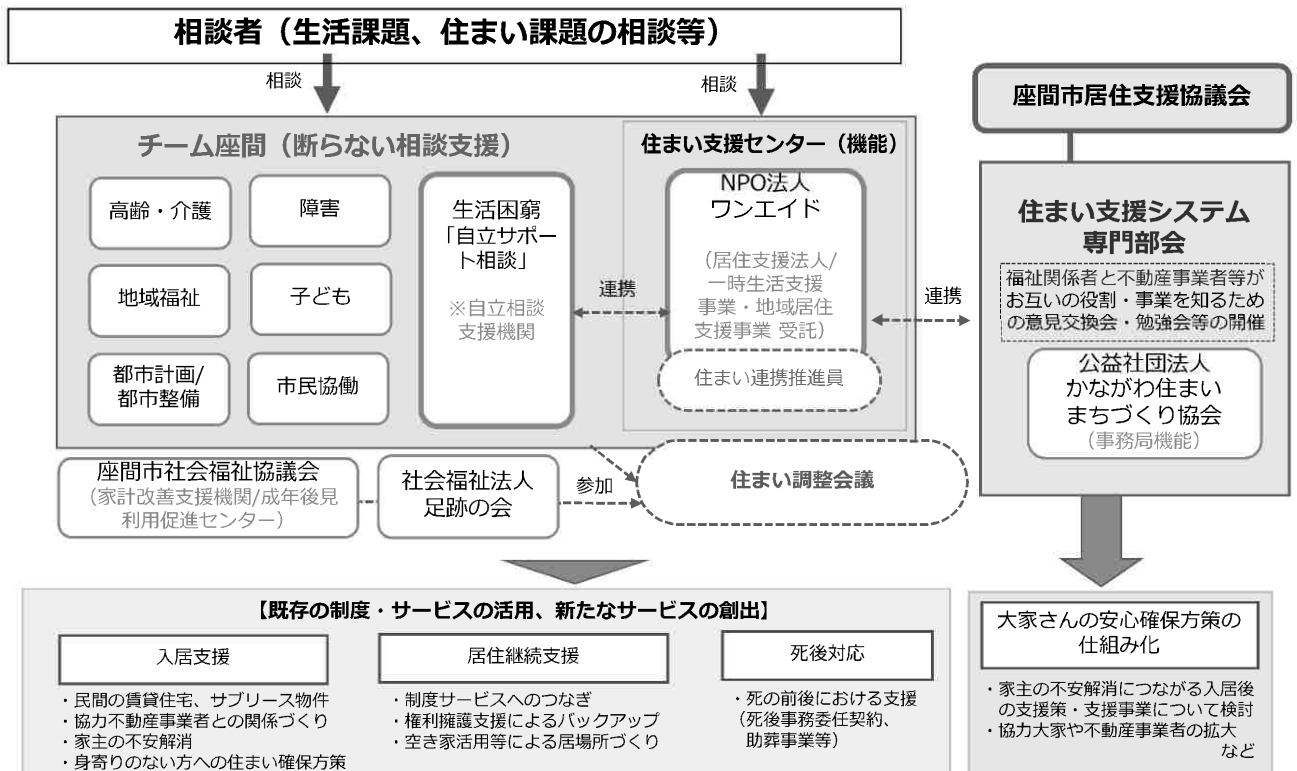
- 雇い止めによる会社の寮からの退去により、就労と住まいを同時に失ったケース。
- 住まい支援の緊急度が高い事例。
- 生活支援員との信頼関係が徐々に築かれ、自分の希望を話すことができるようになったことがポイント。

事項	概要	経緯
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40代、男性、単身 ・ 派遣の仕事で寮に入っていたが、雇い止めとなって寮を退去。車中泊を続けている。 ・ 家族はおらず、親類との交流もなく、実家もないことから帰る先がない。 ・ 所持金もガソリンの残りも少なく、早急に就労と住まいを確保し、安心して生活できるようにしたい。 	R5.6月 相談受付
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」に来所 	R5.6月 シェルター 入居
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事と住まいを同時に失い、頼る先もなく、精神的にも疲弊している状態。 ・ 車上生活中のため、即時シェルター入居とする。 ・ 就労体験等を通じて本人のスキルの見極め、就労先を探すこととする。 	R5.7月 就労体験開始
プラン内容	(入居支援) > シェルター入居(仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」) (居住継続支援) > 就労スキルの見極め、就労先の確保(仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」)	
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ シェルターからの早期退所を希望している。 ・ 手先が器用で組み立て作業等の仕事を希望している。 	R5.8月 モニタリング

39

座間市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立支援制度に基づく一時生活支援事業・地域居住支援事業の委託先である居住支援法人に住まい支援センターを設置。
- 座間市居住支援協議会の専門部会として「住まい支援システム専門部会」を設置。福祉関係者と不動産事業者等がお互いの役割・事業を知るための意見交換会・勉強会等の開催を通じて、大家の安心確保方策について検討し、協力可能な不動産事業者を増やすことを目指す。



40

座間市 支援事例

タイプ
若年・障害
疑い

事例を
読む視点

- 生活困窮者自立支援制度による一時生活支援事業利用後の住まい探し。
- 若年層で家族と疎遠、発達障害の疑いがあり仕事を転々として社会的に孤立。
- NPOである住まい支援センターの実務面を支える不動産会社のサブリース物件を紹介し、孤立しないようセンターによる継続的な関わりを行うサポート体制がポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20代、男性、単身、実家（母親）とは疎遠。 ・ 派遣先の寮に住んでいたが職場でのトラブルにより退職、寮を退去することとなる。市の生活困窮者自立相談支援窓口につながり一時生活支援事業を利用、アパートに入居。 ・ 生活保護申請。一時生活支援事業の期限が近く、今後の住まいを探す必要がある。 ・ 発達障害の疑いあり。コミュニケーションが苦手な仕事で仕事を転々としてきた。できる限り自立した生活がしたいと希望するが、精神的に不安定な時がありひきこもる傾向が強い。
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が生活困窮者自立相談支援窓口（市直営）に相談。
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害の疑いがあり、通院中。一時生活支援事業の利用期限が近く、また本人の検査費用の支給が必要なため、早めに住まいを確保する必要がある。 ・ 精神的な落ち込みがあるとひきこもる傾向が強いいため、今後も住まい支援センターとの関わりを継続できるようサブリース物件を紹介する。
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居先： (株)プライム（住まい支援センターを不動産仲介の実務面で支える）のサブリース物件 (入居支援) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 物件の紹介、内覧同行・賃貸借契約時の立会い ➢ 緊急連絡先の確保・引受 (居住継続支援) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 孤立しないよう継続的な介入（近況報告を聞く、話し相手） ➢ 生活保護を受けながら生活を立て直し、就労に向けた環境を整える（市の自立相談支援機関、生活保護ケースワーカーと連携）
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居先が決まり、住まいを確保。精神的に不安定になるとひきこもる傾向にあるため、継続的に声かけ等を行いながら、自立相談支援機関と連携して就労に向けた環境を整える。

経緯

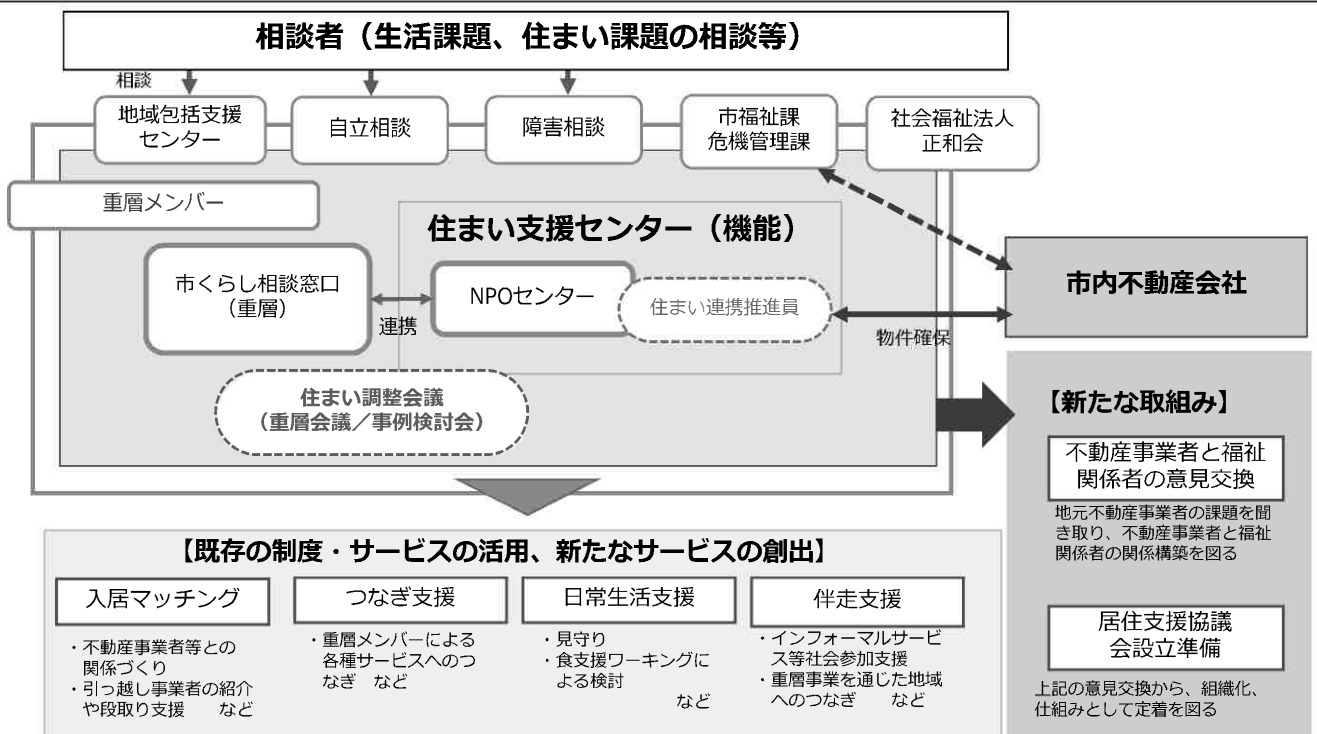
R5.2月
相談受付

R5.3月
入居決定
転居

41

宇和島市「住まい支援システム」イメージ図

- 豪雨被害後、福祉課と危機管理課が市内不動産と連絡をとっていたつながりを市内のNPOセンターに機能として移管する。
- NPOセンターの職員を中心に、アセスメント情報の集約を図り、重層的支援体制の中に位置付ける。
- 重層的支援体制のもとに居住支援ワーキングを設置し、不動産事業者と福祉関係者の合同勉強会、意見交換会を開催し、次年度、居住支援協議会の設置を目指す。



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事業を活用した検討推進

42

宇和島市 支援事例

タイプ

7040世帯

事例を
読む視点

- 自宅の老朽化がひどく、売却して賃貸アパートに転居希望も不動産業者に断られる。
- 不動産事業者からアドバイスを受け、福祉課へ相談したケース。
- 高齢女性とひきこもりの息子の世帯に対して、生活保護課、保健師、重層メンバーの連携がポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 70代、女性、40代のひきこもりの息子と2人暮らし ・ 自宅の老朽化が激しく、住めない状況になってきたため、自宅を売却し、賃貸アパートに転居したい。いくつか不動産事業者をあつたが、身元保証人がいないこと、息子がひきこもりのため全て断られ、心身の疲れがたまっている。 ・ ヘルパーの仕事をしているが、仕事がまばらにしかなく、収入が不安定のため転職、または掛け持ちで仕事をしたい。
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ ある不動産事業者から市の福祉課に相談したほうがよいとアドバイスを受け、来所。
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち家は傾き、床はさしむなど老朽化が激しい。早期に転居が必要。 ・ ヘルパーの仕事と年金(計約10万円)があるが、貯金(約100万円)を切り崩しながらの生活は、今後厳しくなる。 ・ 母親亡き後を見据え、息子の生活基盤を整えることが必要。
プラン内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居先：不動産事業者からの物件紹介を受け、賃貸住宅に入居が決まる ・ 本人の心身の健康：保健師との面談 <p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 不動産事業者から物件紹介 ➢ 社福による家賃債務保証 <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生活保護申請(生活保護課) ➢ 本人のメンタルケア(保健師、月1回の面談) ➢ 息子へのアプローチ(重層事業の活用)
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の体調面、金銭面の不安が残っている。息子へのアプローチを継続。

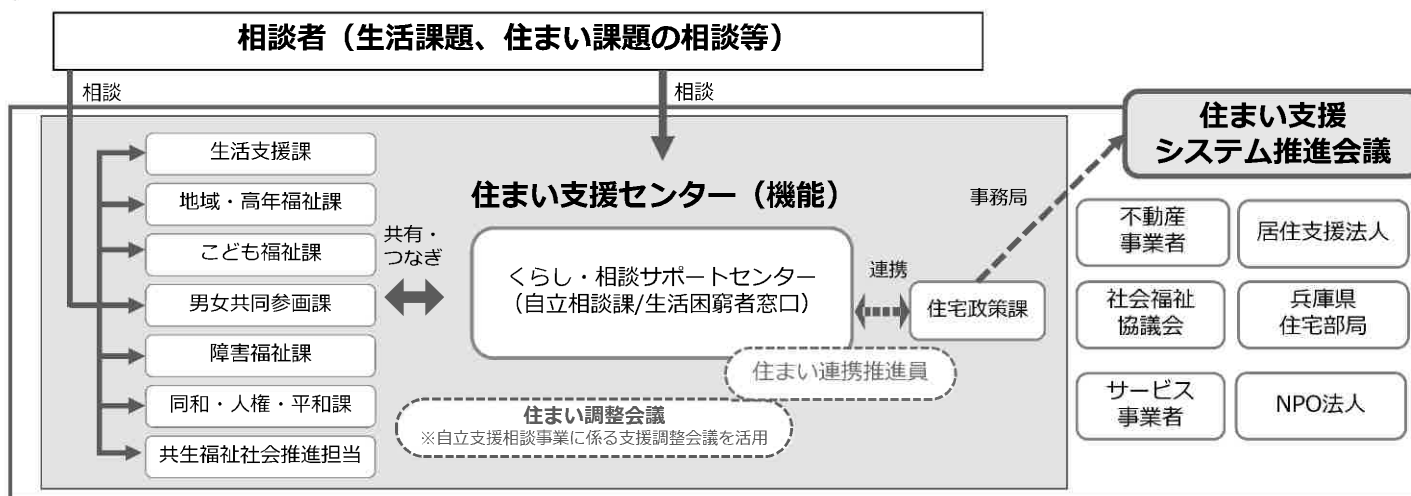
経緯



43

伊丹市「住まい支援システム」イメージ図

- 生活困窮者自立制度の相談窓口である「暮らし・相談サポートセンター」に住まい支援センターの機能を置いた行政直営モデル。
- 既存職員が住まい連携推進員としての役割を担い、庁内各課の相談窓口で受ける相談内容のうち住まいに関する相談を集約し、関係機関との支援調整などに対応する。支援策については自立支援相談事業の支援調整会議を活用してを検討する。
- 住宅政策課が連携し、不動産関係者と福祉関係者による官民の連携体制を構築するための住まい支援システム推進会議を実施し、お互いの立場の相互理解や、協力的な事業者探しが可能な連携ツールの検討などを行う。



【既存の制度・サービスの活用、新たなサービスの創出】

入居マッチング

- ・ 居住支援法人、不動産事業者との関係づくり など

日常生活支援

- ・ 高齢、障害、その他制度サービスへのつなぎ など

参加・つながり

- ・ 社会福祉協議会の事業への参加
- ・ 重層的支援体制整備事業を通じた地域へのつなぎ など

官民連携体制の構築

- ・ 住宅サイドと福祉サイドの立場、役割等相互理解
- ・ 連携ツールの作成、活用策の検討(プロファイルシート) など

44

タイプ
ひとり親・多子世帯

事例を
読む視点

- 多子世帯がゆえに、家賃、広さ、間取り等が適当な物件が見つからないケース。
- 本人、子どもともに複数の課題を抱えており、世帯単位で課題が複合化している事例。
- リスクに備えたシェルター等による心理的安心感の確保と母子双方に対する支援により、母親の育児負担の軽減と就労意欲が高まったことがポイント。

事項	概要
事例概要 (基本情報・相談内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 41歳、女性、ひとり親・多子世帯、生活保護受給中 ・ 夫のDVが原因で離婚。転出先を告げずに支援措置をかけて現住居（戸建賃貸）へ転居したが、前夫が子供の保護者等に居所を聞き込みしていることを知った。 ・ 前夫の接近に恐怖を感じており、知らない遠方への転居を希望。 ・ 婚姻と転居を繰り返したことで親族との関係は疎遠。 ・ 子どものうち、何人かは発達障害の診断を受けている。 ・ 子の施設入所意向はなく、自身での養育を希望している。
相談経路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人から子ども福祉課に相談があり支援依頼があった。
支援員の判断 (見立て)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人からの虐待が疑われる不適切な養育が慢性化している。こどもが痙攣を起し、対応ができずにイライラが高じ、親子関係が悪化するという悪循環を断ち切れない状況。
プラン内容	<p>(入居支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物件紹介（居住支援法人の活用） ・ 前夫の接近リスクが高まればシェルターや母子生活支援施設への一時入所を提案する。 <p>(居住継続支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の養育負担の軽減（ショートステイの活用） ・ 就労（準備）支援
その後の経過 (モニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多子世帯であるため、家賃、広さ、間取りが適当な物件が見つからない。 ・ 危険が迫ればシェルター等を利用することで、心理的安心感につながっている。 ・ 子どものショートステイを活用することで母親の情緒の安定が図られ、就労体験に参加。レジ打ちの仕事を希望している。

経緯

